

改正

平成23年3月16日条例第6号

平成24年3月22日条例第7号

平成24年12月17日条例第16号

平成29年9月22日条例第27号

令和2年12月22日条例第42号

千早赤阪村子どもの医療費の助成に関する条例

千早赤阪村乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成6年千早赤阪村条例第26号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 子ども 出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過するまでの者をいう。
- （2） 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
- （3） 医療費 規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付、入院時食事療養費（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護と併せて行うものに限る。以下「食事療養費」という。）又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費の支給の対象となる医療費をいう。
- （4） 自己負担費用 医療保険各法その他の法令により医療を受けた者の被保険者又は世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であった者を含む。）が支払うべき額をいう。

（対象者）

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本村の区域内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記録されている子どもをいう。

2 前項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、この条例による医療

費（第4号及び第5号に該当する者にあつては、食事療養費を除く。）の助成を受けることができない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置により医療費の支給を受けている者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、国又は府が実施する医療費公費負担制度に基づき、負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者
 - (4) 千早赤阪村重度障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和48年千早赤阪村条例第30号）の規定により医療証の交付を受けている者
 - (5) 千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年千早赤阪村条例第11号）の規定により医療証の交付を受けている者
- （助成の範囲）

第4条 村は、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養の給付、食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合、医療費の助成を行い、その助成の額は自己負担費用から規則で定める一部自己負担額を控除した額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を行わない。
 - (1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。
 - (2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。
 - (3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。
 - (4) その他村長が不相当と認める事由が生じたとき。
- 3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を村長が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）に支払うことによって行う。ただし、第6条の申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、療養費、特別療養費又は村長が特別の理由があると認めるときは、対象者の保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(助成の期間)

第5条 前条の規定による医療費の助成は、子どもが出生した日（当該出生した日以後に対象者に該当することとなったときは、該当することとなった日）から対象者でなくなる日（本村に住所を有しなくなった場合は、その日）までとする。

(医療証の申請)

第6条 この条例による医療費の助成を受けようとする対象者の**保護者**は、**規則で定めるところにより、村長に申請**しなければならない。

2 村長は、前項の申請があったときは、**その資格を審査**し、第4条に規定する医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、規則で定める医療証を交付するものとする。

(助成の決定等)

第7条 村長は、第4条第3項ただし書の規定により医療費の助成を行うことを決定したときは、決定した旨を通知するものとする。

2 村長は、第4条第3項ただし書の規定により医療費の助成を行わないことを決定したときは、速やかに申請者にその旨を通知する。

(医療証の提示)

第8条 第6条第2項の規定により医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、大阪府内に住所を有する医療機関において、第4条第1項の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。

(損害賠償との調整)

第9条 村長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、第4条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

第10条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(不正利得の返還)

第11条 村長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者又は前条の規定に違反した者がいるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(届出義務)

第12条 第6条第2項に規定する受給者の保護者は、受給者の住所、氏名その他規則で定める事項

に変更があったときは、規則で定めるところにより速やかに村長に届け出なければならない。

(事実の調査)

第13条 村長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、文書の提示又は必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第14条 村長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者の保護者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問を行うことができる。

(助成の制限)

第15条 村長は、受給者の保護者が正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の千早赤阪村乳幼児等の医療費の助成に関する条例の規定については、この条例の施行の日以降に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月16日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千早赤阪村乳幼児等の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月22日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成24年12月17日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の千早赤阪村子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年9月22日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の千早赤阪村子どもの医療費の助成に関する条例については、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 改正後の千早赤阪村子どもの医療費の助成に関する条例第4条第1項に規定する精神病床への入院に係る給付については、この条例の施行の日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 改正後の千早赤阪村子どもの医療費の助成に関する条例第6条、第12条、第13条及び第14条の規定による必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の同条の規定の例により行うことができる。

附 則 (令和2年12月22日条例第42号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

改正

平成23年3月10日規則第3号
平成24年3月30日規則第7号
平成25年3月29日規則第7号
平成27年12月28日規則第34号
平成28年3月31日規則第16号
平成30年3月30日規則第19号
平成30年12月20日規則第39号
平成31年3月29日規則第9号
令和3年2月24日規則第4号

千早赤阪村子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

千早赤阪村乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則（平成7年千早赤阪村規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、千早赤阪村子どもの医療費の助成に関する条例（平成21年千早赤阪村条例第7号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（医療保険各法）

第2条 条例第2条第3号に規定する規則で定める医療保険各法は、次に掲げる法律をいう。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）
- （2）船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （3）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- （4）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- （5）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- （6）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（一部自己負担額）

第3条 条例第4条に規定する一部自己負担額（治療用装具の支給を除く。）は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）ごとに、1日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額は、条例第2条第4号に規定する自己負担費用を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、食事の提供たる療養を受けたときは、一部自己負担額を要しないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、対象者が同一の月に同一の医療機関において行う一部自己負担額の支払いは、2日までとする。
- 4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関における前2項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外につき、それぞれ別の医療機関とみなす。
- 5 対象者が同一の月に同一の医療機関において入院及び入院以外の療養を受けた場合における第1項及び第3項の規定の適用については、入院及び入院以外の療養は、それぞれ別の医療機関について受けたものとみなす。
- 6 対象者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が2,500円を超える場合は、当該合算した額から2,500円を控除した額を助成する。
- 7 前項の助成を受けようとする者は、子ども医療費助成申請（請求）書（様式第1号）に、支払った一部自己負担額に関する証拠書類を添えて、村長に申請しなければならない。ただし、村長が医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときはこの限りではない。

（助成方法の特例）

第3条の2 条例第4条第3項ただし書の特別の理由は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 国民健康保険法、社会保険各法の規定により対象者（条例第3条第1項に規定する対象者をいう。以下同じ。）に係る療養費、家族療養費又は特別療養費が現に支給されたとき。
 - (2) 前号に定める場合のほか、村長が特別に必要があると認めるとき。
- 2 条例第4条第3項ただし書の規定による医療費の助成を受けようとする者は、子ども医療費助成申請（請求）書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。ただし、村長が医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときはこの限りではない。
 - 3 前項の申請（請求）書には、当該医療について条例第4条第1項に規定する医療に関する給付が行われたことを証明した書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他村長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、受給者が国民健康保険法第5条に規定する被保険者である者（同法第6条に規定する者を除く。）はこの限りではない。

（医療証の申請）

第4条 条例第6条第1項に規定する規則で定める申請は、子ども医療証交付申請書（様式第2号）に加入医療保険の被保険者証、組合員証又は加入者証、その他村長が必要と認める書類を添付し

て行わなければならない。

2 条例第6条第1項に規定する規則で定める申請は、子ども医療費助成申請（請求）書及び子ども食事療養費助成申請（請求）書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添付して村長に申請しなければならない。

- (1) 加入医療保険の被保険者証、組合員証又は加入者証
- (2) 領収書又はこれに代わるべき証明書
- (3) その他村長が必要と認める書類

3 前項の申請は、医療を受けた日の属する月の翌月の初日から行うことができる。

(医療証)

第5条 条例第6条第2項に規定する規則で定める医療証は、様式第4号のとおりとし、その有効期限は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

2 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、医療証の有効期間が満了したときは、当該医療証を直ちに村長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第6条 受給者の保護者は、医療証を破り、汚損し、又は紛失したときは、子ども医療証再交付申請書（様式第5号）を村長に提出して、再交付を申請することができる。この場合において、医療証を破り、汚損したときの申請については、その医療証を添付しなければならない。

2 受給者の保護者は、前項の規定により医療証の再交付を受けた後、紛失した医療証を発見したときは、速やかに、その医療証を村長に返還しなければならない。

(助成等の通知)

第7条 条例第7条第1項及び第2項に規定する医療費の助成の決定の通知は、子ども医療費助成支給決定通知書（様式第6号）により行い、助成を行わない決定の通知については、子ども医療費助成申請却下通知書（様式第7号）により行う。

(氏名等の変更の届出)

第8条 条例第12条に規定する規則で定める事項の変更は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 氏名を変更したとき。
- (2) 村の区域において、その居住地を変更したとき、又は村の区域内に居住地を有しなくなったとき。
- (3) 受給者の疾病又は負傷について条例第4条第1項に規定する医療に関する給付を行う保険者若しくは共済組合に変更を生じたとき、又は当該保険者若しくは共済組合の名称若しくはそ

の事務所の所在地に変更を生じたとき。

(4) 社会保険各法の規定による被扶養者である受給者にあつては、受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者に変更を生じたとき、又は受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者の住所、氏名、若しくは被保険者証、組合員証若しくは加入者証の記号に変更を生じたとき。

(5) 国民健康保険法に規定する被保険者である受給者にあつては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員に変更を生じたとき、又は被保険者記号・番号に変更を生じたとき。

(6) 社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は加入者となるに至ったとき。

(7) 条例第3条に規定する対象者の資格要件が消滅するに至ったとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認めるとき。

2 条例第12条の届出は14日以内に、子ども医療費受給資格変更（喪失）届（様式第8号）に医療証を添付して行わなければならない。

（医療証の添付）

第9条 第6条の規定による申請及び第8条の規定による届書（第8条第3号から第5号までの届書を除く。）には、医療証を添えなければならない。ただし、医療証を添えることができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって医療証に代えることができる。

（損害賠償を受け得る場合の届出）

第10条 受給者の保護者は、受給者の疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けることができる場合には、その事実、当該損害賠償をすべき者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を速やかに村長に届け出なければならない。

（添付書類の省略）

第11条 村長は、この規則による申請書又は届書に添付して提出する書類により証明すべき事実を、公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 村長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この規則の規定による申請書又は届書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の千早赤阪村乳幼児等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定については、この規則の施行の日以降に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月10日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千早赤阪村乳幼児等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に旧規則により提出されている申請書は、新規則の様式により提出された申請書とみなす。

附 則 (平成24年3月30日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第5条第3項の規定については、平成24年3月1日から適用する。

(適用区分)

2 この規則の施行の際、現に旧規則により提出されている申請書等は、新規則の様式により提出された申請書とみなす。

附 則 (平成25年3月29日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の千早赤阪村乳幼児等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定については、この規則の施行の日以降に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に旧規則により提出されている申請書等は、新規則の様式により提出された申請書とみなす。

附 則（平成27年12月28日規則第34号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に旧規則により提出されている申請書等は、新規則の様式により提出された申請書とみなす。

附 則（平成28年3月31日規則第16号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の千早赤阪村子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の規定については、この規則の施行の日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 改正後の千早赤阪村子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第3条の2第1項第1号に規定する精神病床への入院に係る給付については、この規則の施行の日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

（準備行為）

- 4 改正後の千早赤阪村子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第4条、第6条、第8条の規定による必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、改正後の同条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成30年12月20日規則第39号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第9号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月24日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第10条第1項第1号の規定、第2条の規定による改正後

の千早赤阪村子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第3条の2第1項第1号の規定及び第3条の規定による改正後の千早赤阪村重度障がい者の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第4条並びに第9条第1項第1号の規定は、令和3年4月1日から施行し、第3条の規定による改正後の規則第4条の規定は、新規対象者については令和3年7月1日から適用し、更新対象者については、令和3年11月1日から適用する。

子ども医療費助成申請（請求）書

年 月 日

千早赤阪村長 様

申請者	住所		電話	
	氏名		対象者との続柄	

下記のとおり医療費の助成、一部負担額の償還を受けたいので、関係書類を添えて申請（請求）します。

対象者	受給者番号					
	住所	千早赤阪村大字				
	フリガナ		性別	男・女		
	氏名		生年月日	年 月 日		
加入医療保険	被保険者等氏名		記号・番号			
	保険者名	所在地名称	認定日	年 月 日		
	附加給付		有・無	保険者番号		
診療の内容						
受診した医療機関	所在地名称					
診療の期間		年 月 日から 年 月 日まで（ ）日間				
診療に要した費用		円（領収書等を添付してください。）				
医療費申請の理由		1 契約外の医療機関で受診 2 医療証未交付中の受診 3 その他（ ）				
口座振替	銀行 農協 () 支店			種別	普通・当座	
				フリガナ		
				口座名義人		
				口座番号		
村処 理 欄	総医療費	円	受付番号			
	保険者負担額	円	決定年月日			
	一部負担金	円	通知年月日			
	高額療養費	円	支給年月日			
	支給決定額	円	台帳整理			
		決裁	課長	課長代理	係長	係

子ども医療証交付申請書

年 月 日

千早赤阪村長 様

申請者	住所		電話	
	氏名		対象者との続柄	

下記のとおり関係書類を添えて医療証の交付（更新）を申請します。
以後市町村民税台帳等により対象者の保護者全員に係る記載内容を確認することを承諾します。

申請理由		1 出生 2 転入 3 医療保険加入 4 更新 5 その他 ()				
対象者	住所	千早赤阪村大字 番地				
	フリガナ		性別	男 ・ 女		
	氏名		生年月日	年 月 日生		
保護者	住所	電話				
	氏名		生年月日 年 月 日	対象者との続柄		
加入 医療 保険	被保険者等	住所				
		フリガナ		対象者との 続 柄		
		氏名				
	保険種別	<input type="checkbox"/> 国保 () <input type="checkbox"/> 社保 ()		附加給付の有無	有 ・ 無	
	記号・番号		認定日	年 月 日		
	保険者名	所在地		保険者番号		
		名称	☎ ()			
村 処 理 欄	受給者番号					
	資格取得日	年 月 日	交付簿			
	喪失予定日	年 月 末日	異動簿			
	医療証交付日	年 月 日	台帳整理			
	備考			係		受付

子ども食事療養費助成申請（請求）書

年 月 日

千早赤阪村長 様

申請者	住所		電話	
	氏名		対象者との続柄	

下記のとおり、食事療養費の助成を受けたいので、関係書類を添えて申請（請求）します。

対象者	受給者番号			
	住所	千早赤阪村大字		
	フリガナ		性別	男・女
	氏名		生年月日	年 月 日
加入医療保険	被保険者等氏名		記号・番号	
	保険者名	所在地 名称	認定日	年 月 日
	附加給付	有・無		保険者番号
口座振替	銀行 農協 () 支店		種別	普通・当座
			フリガナ	
			口座名義人	
			口座番号	
受診した医療機関	所在地 名称			
入院の期間		年 月 日から 年 月 日まで () 日間		
助成申請額		円 (領収書等を添付してください。)		

内 訳	円×	回=	円	助成額（支給額）
	円×	回=	円	
	円×	回=	円	

決裁				係	受付	

(表)

子ども医療証	受診のつど健康保険証と同時 に提出してください。							
公費負担者番号	8	6	2	7	0	6	1	8
受給者番号								
住所	大阪府南河内郡千早赤阪村大字							
氏名	-----							
生年月日	年	月	日	年	月	日	年	月
有効期間	年	月	日	年	月	日	年	月
発行機関及び	大阪府南河内郡 千早赤阪村長 園							
交付年月日	年	月	日	年	月	日	年	月

(裏)

注意事項
<p>1 この証は、保険医療機関等に保険の自己負担分を軽減して医療を受けることができる証です。大切に保持してください。</p> <p>2 この証は、対象者本人以外は使えません。</p> <p>3 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口提出してください。</p> <p>4 受給者の資格がなくなったり、又は有効期限を経過したときは、この証を使用することができませんから、すみやかにお返しください。</p> <p>なお、資格がなくなつてからもこの証で治療を受けた場合、その医療費（自己負担相当額）は村へ返還していただきますのでご注意ください。</p> <p>5 氏名、住所又は加入医療保険等に変更があったときは、すみやかにこの証を添えて村長にその旨を届け出てください。</p> <p>6 この証を破つたり、汚したり又は失つたりしたときは、再交付を受けてください。</p> <p>7 他の法令等により公費負担を受けることができる場合は、その公費負担を優先的に受けてください。</p>

この証は、大阪府以外では使えません。

子ども医療証再交付申請書

年 月 日

千早赤阪村長 様

申請者	住所		電話	
	氏名		対象者との続柄	

下記のとおり、医療証の再交付を申請します。

受給者番号				
申請理由		1 破れたため 2 汚れたため 3 失ったため 4 その他 ()		
対象者	住所	千早赤阪村大字		
	フリガナ		性別	男 ・ 女
	氏名		生年月日	年 月 日

(注) 申請理由1または2に該当するときは裏面に古い医療証を添付してください。

決裁				係	受付	

年 月 日

様

千早赤阪村長

子ども医療費助成決定通知書

年 月 日に申請のありました子ども医療費助成については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

助成決定額		円	
振込年月日		年 月 日	
振込先金融機関名		銀行 農協	支店
口座名義人		フリガナ	
種類	口座番号	普通・当座	

この決定に不服のあるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内に千早赤阪村長に対して審査請求又は6カ月以内に千早赤阪村を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6カ月以内にしなければなりません。ただし、この裁決の日から1年を経過すると処分の取消しを提起することはできません。

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

様

千早赤阪村長

子ども医療費助成申請却下通知書

年 月 日に申請のありました子ども医療費助成については、
調査の結果下記の理由により助成の対象となりませんので通知します。

記

理 由

この決定に不服のあるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内に千早赤阪村長に対して審査請求又は6カ月以内に千早赤阪村を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6カ月以内になければなりません。ただし、この裁決の日から1年を経過すると処分の取消しを提起することはできません。

様式第8号（第8条関係）

子ども医療費受給資格変更（喪失）届

年 月 日

千早赤阪村長 様

届出者	住 所		電 話	
	氏 名		対象者との続柄	

下記のとおり、変更（喪失）しましたのでお届けします。

項 目		変更（喪失）前	変更（喪失）後	
対象者関係	氏 名			
	住 所			
	受給者番号			
加入医療保険関係	保険者関係	名 称		
		所 在 地		
		附加給付	有 ・ 無	有 ・ 無
	被保険者関係	被保険者等氏名		
		被保険者等住所		
		記号・番号		
その他（ ）				
資 格 喪 失 事 由		死亡 転出 生活保護 （ ）		
変更（喪失）年月日			年 月 日	
処理欄	医療証回収年月日		係 受 付	
	年 月 日	決 裁		

千早赤阪村子ども医療証交付申請書に関する要領

千早赤阪村子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成 21 年規則第 1 号）第 4 条第 1 項に規定する子ども医療証交付申請書に係る申請について、村長が必要と認める書類は、**所得証明その他の所得を証明する書類**とする。

附 則

この要領は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。